

23 高 建 管 第 1139 号
平成 24 年 3 月 29 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
監査委員事務局長

副知事

建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の一部改正について（通知）

建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。改正内容は下記のとおりです。

記

1 概要

失格基準に該当しない低入札者が低入札調査を辞退することは妨げないこと、辞退を申し出た場合には、その時点で低入札調査を中止し、調査資料は徴取しないこと、審査会の審査に付さず指名停止を伴わない失格とすること等の制度の見直しを行うこととし、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（1）失格基準に該当しない低入札者が低入札調査を辞退することは妨げないこと、辞退を申し出た場合、その時点で低入札調査を中止し、低入札調査資料は徴取しないこと、審査会の審査に付さず指名停止を伴わない失格とすることとし、この取扱いについては入札公告時等に明示することとしました。

（第5の1（5）及び2（4）、第6の2（4）及び（5）並びに別記4関係）

（2）失格基準に該当しない低入札者の施工体制評価について、施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」にのみ該当するものとして評価した場合において、評価値でその他の低入札者でない者が最高点となることが明らかとなるとき

は、その時点で低入札調査を中止し、低入札調査資料は徴取しないこととしました。

(第6の2(5)関係)

(3) 入札終了時の入札結果公表について、初度入札で入札参加者全員の入札が予定価格を上回るものと調査基準価格を下回るもののみであった場合には、予定価格及び調査基準価格を公表しないこととしました。

(第5の4(2)関係)

(4) 失格基準に該当しない低入札者が低入札調査を辞退する場合の様式を定めることとしました。

(様式5の2関係)

(5) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

3 施行日

この改正は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用することとします。

建設工事低入札価格調査制度事務処理要領

第1 低入札価格調査制度の趣旨

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき行う調査基準価格（第3を参照。）を下回る価格の入札で請負契約が締結された建設工事（以下「低入札工事」という。）を、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に沿った品質とすることを目的として、本制度を運用する。

各部局は、本制度運用のため低入札価格調査制度審査会（以下「審査会」という。）を設け、落札者の決定等の必要な処理をしなければならない。

ただし、建設工事の発注事業を主管業務とする課室のない部局にあつては、土木部長との協議により、審査会の処理（低入札価格調査及び下請代金支払状況等実態調査を含む。）を土木部に委任することができる。土木部への委任を希望する課室にあつては、事前に土木部建設管理課（契約担当）に相談するとともに、別紙を提出しなければならない。

第2 適用基準

総合評価方式一般競争入札による建設工事は、地方自治法施行令第167条の10の2第2項に基づき低入札価格調査制度による入札（以下「低入札」という。）とする。

ただし、総合評価方式によらない建設工事の一般競争入札であっても、請負対象金額（消費税及び地方消費税込）1億円以上の建設工事では低入札とする。

低入札において、調査基準価格を下回る額の入札をした者（以下「低入札者」という。）を低入札価格調査制度の対象として扱う。

第3 調査基準価格及び失格基準

1 調査基準価格

低入札価格調査制度を適用する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、設計金額のうち、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7を乗じて得た額とする。（当該合計額に千円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とすることを原則とし、予定価格の10分の7に満たない場合は切り上げる。）

なお、調査基準価格は予定価格調書に明記し、調査基準価格の公表その他の取扱いは最低制限価格に準ずるものとする。

- (1) 直接工事費の95%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の80%の額

(4) 一般管理費の 30% の額

2 失格基準

入札時にすべての低入札者から徴取した見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかが次の各号に掲げる基準（以下「失格基準」という。）に該当した場合、当該低入札者は失格とする。

なお、失格基準相当額を算定する場合においては、端数処理は行わず、円単位で単純に比較するものとする。また、失格基準相当額は、入札後公表する設計金額内訳書から算定できることから、入札時の公表は行わないものとする。

- (1) 見積内訳書の直接工事費が当該入札案件の設計書における直接工事費の 85% 未満であること。
- (2) 見積内訳書の共通仮設費が当該入札案件の設計書における共通仮設費の 80% 未満であること。
- (3) 見積内訳書の現場管理費が当該入札案件の設計書における現場管理費の 80% 未満であること。
- (4) 見積内訳書の一般管理費が当該入札案件の設計書における一般管理費の 30% 未満であること。

3 調査基準価格及び失格基準相当額算定の特例

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事にあつては、調査基準価格及び失格基準相当額の算定を次のとおり行う。

なお、一般競争入札公告における失格基準の記載においては、次の各号の区分により失格該当の有無を判断する旨を明記するものとする。

(1) 直接工事費

直接製作費及び直接工事費の合計額であり、調査基準価格は各々に基準比率を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は各々に基準比率を乗じて得た額と比較する。

(2) 共通仮設費

間接労務費及び共通仮設費の合計額であり、調査基準価格は各々に基準比率を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は各々に基準比率を乗じて得た額と比較する。

(3) 現場管理費

工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額であり、調査基準価格は各々に基準比率を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は各々に基準比率を乗じて得た額と比較する。

(4) 一般管理費

工場製作及び工事現場の区分はなく、工事全体としての一般管理費が算定されるものであること。

第4 施工体制評価

1 評価区分

低入札者があった入札においては、入札参加者全員（失格基準該当の有無の調査（以下「失格調査」という。）において失格となった者は除く。）に関して、当該入札価格水準に応じた工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

（1）品質確保の実効性

当該入札価格における積算内容で適正な施工が実現されるか、積算根拠に資材発注業者、下請業者等の見積価格が適正に反映されているかを評価する。

評価対象経費は、直接工事費及び共通仮設費とする。

（2）施工体制確保の確実性

当該入札価格における積算内容で、工事現場就労者、資材発注業者及び下請業者等にしわ寄せが及ぶことのない施工体制がどの程度確保できるかを評価する。

評価対象経費は、現場管理費及び一般管理費とする。

2 施工体制評価基準

品質確保の実効性の評価基準は別記1、施工体制確保の確実性の評価基準は別記2のとおりとし、減点指数の合計により、次のとおり「良」、「可」、「不可」の評価を決定する。

減点指数の合計が0のもの		「良」
減点指数の合計が6未満のもの		「可」
減点指数の合計が6以上のもの		「不可」

評価基準中の「標準積算基準」とは、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準をいい、経費項目の区分の適否は標準積算基準により評価する。

3 施工体制評価点

施工体制評価点は、第6の4の審査会事務局が第6の2の調査を行ったうえで案を作成し、審査会が決定する。

（1）低入札者

低入札者の評価にあたっては、第6の2により提出された資料に基づき次のとおり配点する。

①総合評価方式一般競争入札

の施工体制評価（以下「施工体制評価」という。）を行う。

第6の4の審査において契約締結が可とされた者のうち、最低の価格の入札を行った（総合評価方式一般競争入札においては、評価値が最も高い）者を、事後審査方式による案件においては落札候補者として選定し、事前審査方式による案件においては落札者として決定する。

1 入札公告時の留意点

次の事項を公告文に明示しなければならない。

- (1) 低入札価格調査制度を適用した入札であり、調査基準価格及び失格基準を設けていること、第3の2又は3の失格基準の内容並びに施工体制評価の内容。
- (2) 電子入札による案件においては、入札参加者は電子入札システムによる入札金額の登録時に電子ファイルによる見積内訳書の提出が必要であること。見積内訳書の提出のない低入札者及び落札候補者は失格とすること並びに見積内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の記載のない低入札者及び落札候補者は見積内訳書の提出がなかったものとみなすこと。
- (3) 電子入札によらない案件においては、入札参加者は入札書記載金額の見積内訳を別途定める見積内訳書に明記して持参すること。見積内訳書の提出のない低入札者は指名停止措置を伴う失格とすること並びに見積内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の記載のない者は見積内訳書の提出がなかったものとみなすこと。
- (4) 見積内訳書記載の各々の経費が失格基準に該当する低入札者は、失格とすること。
- (5) 低入札者は、低入札調査に協力するものとし、低入札調査に係る資料（以下「低入札調査資料」という。）を提出すること。ただし、低入札者が低入札調査を辞退することは妨げないこと。
- (6) 落札者は、失格調査、施工体制評価及び低入札調査の結果に基づき決定されるもので、入札書記載金額の最も低い者（総合評価方式にあつては、評価値が最も高い者）が直ちに落札者となるものではないこと。
- (7) 様式16の特記事項の内容

2 電子入札によらない案件における入札開始前の留意点

入札執行者は、入札執行の前に次の事項を説明する。

- (1) 低入札価格調査制度を適用した入札であり、調査基準価格及び失格基準を設けていること並びに低入札者があつた場合には施工体制評価を行うこと。
- (2) 低入札者があつた場合には、入札結果を保留すること。
- (3) 低入札者は、見積内訳書を提出すること。見積内訳書の提出がない低入札者は、指名停止措置を伴う失格となること。
- (4) 低入札者は、低入札調査に協力すること及び低入札調査資料を提出期限までに提

出すること。ただし、低入札者が低入札調査を辞退することは妨げないこと。

- (5) 第6の低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）の結果、失格基準に該当する者又は契約を締結することが適当でないと判断された者は、失格となること。
- (6) 低入札調査の結果は、入札参加者全員に通知すること。

3 電子入札によらない案件における入札終了時の留意点

- (1) 低入札者がいないときで、予定価格の制限の範囲内で入札した者があるとき
入札参加者に次の事項を告げて、その者のうち最低の価格で入札した者（総合評価方式による場合は、評価値の最も高い者）を落札者として決定する。
 - ア 落札者の入札金額及びその者の商号又は名称
 - イ 予定価格及び調査基準価格
- (2) 低入札者があったとき
入札参加者に次の事項を告げて入札を終了する。
 - ア 低入札者があったため、入札結果を保留すること。
 - イ 今後、施工体制評価を行い、契約内容に適合した履行がなされるか否か調査したうえで落札決定を行い、入札参加者全員に結果を通知すること。
 - ウ 予定価格、調査基準価格及びすべての低入札者の入札書記載金額並びにその者の商号又は名称
 - エ 低入札者は見積内訳書を提出すること。見積内訳書の提出のない低入札者は、指名停止措置を受けること。見積内訳書記載の各経費が失格基準を下回る場合には、失格となること。
- (3) 調査基準価格を上回る最低同額の入札を行った者が2者以上あるとき（総合評価方式による場合は、調査基準価格を上回る入札を行った者で評価値が最高かつ同点である者が2者以上あるとき）は、すべての低入札者が低入札価格調査で失格となった場合を想定して、落札者とすべき者をあらかじめくじで決定する。

4 入札終了時の入札結果公表

- (1) 低入札者があった場合の当該入札結果公表は、入札結果を保留したまま、直ちに入札記録は公表する。この場合の入札記録には、落札者の表示はせず、すべての低入札者の金額記載欄の右端に「低入札」と記載する。
- (2) 初度入札で、入札参加者全員の入札が予定価格を上回るものと調査基準価格を下回るもののみであった場合には、予定価格及び調査基準価格を公表しないものとする。

5 落札者決定時の入札結果公表

- (1) 低入札価格調査の結果、落札者が決定された場合は、4の入札記録の当該落札者

欄の「低入札」と記載した下段に「※○／○落札決定」と記載する（「※○／○」には、審査会決定日を記入すること。）。

- (2) 低入札価格調査の結果、失格とされた場合は、4の入札記録における当該失格者欄の「低入札」と記載した下段に「※○／○失格決定・○○入札心得第○条第○項第○号」と記載する（「※○／○」には、審査会決定日を記入すること。）。総合評価方式における入札結果についても、同様とする。
- (3) 落札者決定時の入札記録は、これを入札終了時公表の入札記録と差し替えて公表する。

第6 低入札価格調査

1 失格調査

- (1) 入札実施機関は、入札時に低入札者から提出された見積内訳書に基づき、開札のあった日から3日（開札日の翌日を第1日として3日目に当たる日。閉庁日を含む。）以内に失格調査を行う。
- (2) 失格調査において、次のいずれかに該当する者は、審査会の審査に付すことなく、指名停止を伴わない失格とし、当該失格者には、様式1により通知する。
 - ① 失格基準に該当する者
 - ② 見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総合計額が入札書記載金額と一致しない者
 - ③ 見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの合計額に記載誤りがある者
 - ④ 見積内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの明示がない者

2 低入札調査

- (1) 土木部建設管理課（契約担当）（以下「建設管理課（契約担当）」という。）以外の入札実施機関は、低入札調査を行うときは、様式2により建設管理課（契約担当）に通知しなければならない。
- (2) 低入札者には、誓約書（様式3）及び調査資料（様式4）を3日以内（閉庁日は含まない。）に提出させることとし、様式5により通知する。この場合において、様式は、高知県ホームページ・建設管理課ページから低入札者がダウンロードするものとする。
- (3) 低入札調査は、部局長の判断により、入札実施機関の実施に代えて4に規定する審査会事務局の単独又は入札実施機関と協同で行うこととして差し支えない。
- (4) 失格基準に該当しない低入札者は、(2)の提出期限までに、辞退書（様式5の2）により低入札調査の辞退を申し出ることができる。

- (5) 失格基準に該当しない低入札者が次のいずれかに該当する場合は、その時点で調査を中止する。この場合においては、低入札調査資料は徴取せず、審査会の審査にも付さないものとし、①に該当するときは、当該低入札者は指名停止を伴わない失格とする。
- ① (4)の規定により辞退書(様式5の2)を提出し、低入札調査の辞退を申し出た場合
 - ② 当該低入札者の施工体制評価について、施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」にのみ該当するものとして評価した場合において、評価値でその他の低入札者でない者が最高点となることが明らかとなるとき。
- (6) 低入札調査の内容は次のとおりとし、事情聴取を行う(「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱い」(平成21年3月27日付け20高建管第1180号土木部長通知。以下「事務処理要領取扱通知」という。)を参照のこと。)
- ① 積算内容(入札時見積内訳書とは別途徴取する。各経費の項目は、標準積算基準に基づき区分するものであること。)
 - ② 技術者就業状況
 - ③ 工事箇所と事業所、倉庫等との関連
 - ④ 使用する資材の状況
 - ⑤ 使用する機械の状況
 - ⑥ 労務者の状況
 - ⑦ 下請状況
 - ⑧ 過去に施工した公共工事の状況
 - ⑨ 経営状況(決算状況の確認等)
 - ⑩ 信用状態(建設業法(昭和24年法律第100号)違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等)
 - ⑪ その他必要な事項
- (7) 調査結果は低入札審査表(様式6)にとりまとめ、審査会の審査に付する。

3 施工体制評価

第4により決定する。(事務処理要領取扱通知を参照のこと。)

4 審査会の審査

- (1) 審査会は、部局ごとに入札実施機関とは別に審査会事務局を設け、審査会事務局がその庶務を担当する。ただし、土木部における審査会事務局は、建設管理課(契約担当)に置く。
- (2) 審査会は、施工体制評価を決定するとともに、低入札調査が2の(5)の規定によ

り中止となったときを除いて、低入札者について契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合には、第7に基づき失格を決定する。

- (3) 施工体制評価及び審査の結果に基づき、失格となった者を除いて入札書記載金額の最も低い者（総合評価方式にあつては、評価値が最も高い者）を、事後審査方式による案件においては落札候補者として選定し、事前審査方式による案件においては落札者として決定する。

- (4) 審査会事務局は、審査の結果について次により通知する。

① 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる者がある場合は、事前審査方式による案件においては落札決定を行い、落札者には様式7により、その他の入札参加者には様式8により通知する。

② 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、失格とする場合は、様式9によりその旨を通知する。

低入札者全員が失格となり、調査基準価格以上、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した者がある場合は、その者のうち最低の価格（総合評価方式による場合は、最高の評価値）で入札した者を事前審査方式による案件においては落札者として決定し、落札者には様式7により、その他の入札参加者には様式8により通知する。

③ 入札参加者全員が低入札者であり、審査の結果、すべてが失格となったときは、当該入札は中止となることから、入札参加者全員に対して様式10によりその旨を通知する。

④ 審査結果の概要は、落札者が決定した後に様式11により閲覧に付して公表する。併せて、審査結果については、各部局の審査会事務局は、様式12により建設管理課（契約担当）に、様式13により入札実施機関にそれぞれ通知しなければならない（建設管理課（契約担当）は様式12を除く。）。

⑤ 事後審査方式による案件において、①又は②の後段に規定する者がある場合には、各部局の審査会事務局はその審査結果を様式12により建設管理課（契約担当）に、様式13により入札実施機関にそれぞれ通知しなければならない（建設管理課（契約担当）は様式12を除く。）。入札実施機関においては当該者を落札候補者として選定し、入札参加資格及び総合評価方式に係る評価値の確認が得られた場合、落札決定を行う。落札者には様式7により、その他の入札参加者には様式8により通知する。

第7 低入札価格調査制度審査会における審査基準

1 指名停止措置を伴う失格

審査会の審査の結果、(1)から(10)までのいずれかに該当するとされた場合は失格とし、その者を高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号。以下「指名停止措置要綱」という。）の定めるところにより指名停止とする（指名停止措置は、土木部建設管理課（建設業担当）が行う。）。ただし、(1)に該当する場

合は、審査会の審査を経ることなく、指名停止措置を伴う失格とする。

共同企業体による入札参加において、(1)から(10)までのいずれかに該当して失格となったときは、当該共同企業体構成員全員を指名停止措置の対象とする。ただし、当該共同企業体構成員のうち特定の構成員のみが(8)から(10)までのいずれかに該当する場合は、指名停止措置はその該当する構成員にとどめ、他の構成員の指名停止は行わない。

- (1) 電子入札によらない案件において低入札を行ったにもかかわらず、入札時に見積内訳書の提出がないとき（見積内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の記載のない者は、見積内訳書の提出がなかったものとみなす。）。
- (2) 第6の2の(4)の規定による辞退書(様式5の2)の提出がない場合であって、理由なく期日までに低入札調査資料の提出がないとき（誓約書、入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料、積算内訳書、資材納入業者若しくは下請予定業者の見積書等低入札調査資料に添付すべき資料の添付がない場合又は添付すべき資料が不足する場合を含む。）又は事情徴取に応じないとき。
- (3) 低入札調査資料として提出された積算内訳書（以下「積算内訳書」という。）において、資材納入業者又は下請予定業者の見積書等に記載の見積金額未満の額で経費の積算が行われているとき。
- (4) 積算内訳書において、設計図書と異なる仕様で経費が計上されているとき。
- (5) 積算内訳書において、資材納入業者又は下請予定業者の見積書等に記載の仕様とは異なる仕様で経費の積算が行われているとき。
- (6) 積算内訳書において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費若しくは一般管理費の合計若しくはすべての経費の合計が誤っているとき又は入札時提出の見積内訳書の記載内容と一致しないとき。
- (7) 積算内訳書において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費の積算が項目別に行われていないとき。
- (8) 低入札調査中に指名停止措置要綱において指名停止の対象となる事案に該当し、契約を締結することが適当でないと判断されるとき。
- (9) 低入札者が、当該入札に当たって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を別の建設工事の競争入札の配置予定技術者として届け出て、その工事を落札したとき。
- (10) その他、適正な契約の履行が行われずおそれがあると認められるとき（低入札調査中に入札参加資格を喪失した場合又は県の契約の相手方とすることが著しく不適当であると判断された場合を含む。）。

2 指名停止措置を伴わない失格

審査会の審査の結果、(1)から(4)までのいずれかに該当するとされたときは失格

とするが、指名停止措置は行わない。ただし、(1)に該当する場合は、審査会の審査を経ることなく、指名停止措置を伴わない失格とする。

- (1) 電子入札による案件において、入札時にあらかじめ提出することとされている見積内訳書の提出がないとき（見積内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の記載のない者は、見積内訳書の提出がなかったものとみなす。）。
- (2) 積算内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費の項目及び内容が土木工事標準積算基準又は公共建築工事共通費積算基準の項目及び内容と異なり、補正の結果、直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの額が失格基準に該当するとき。
- (3) 低入札調査中に指名回避措置基準要領（平成 17 年 8 月 25 日付け 17 高建管第 223 号）による措置を受けたとき。
- (4) 調査基準価格以上、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した者から、当該入札に当たって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を、別の建設工事の競争入札の配置予定技術者として届け出て、その工事を落札したことの届出書（様式 14）が提出されたとき。

3 失格となった場合の通知

1 又は 2 のいずれかに該当し失格となった場合は、審査会事務局（土木部の審査会事務局を除く。）は、直ちに様式 15 により建設管理課（契約担当）に通知しなければならない。

第 8 低入札工事契約書の取扱い

低入札者と契約締結をする場合は、次の各号に掲げる事項を条件とし、建設工事請負契約書（金銭保証用）（以下「契約書」という。）に特記事項（様式 16）として添付する。

低入札者との契約において特記事項として取り扱われる条件は、次のとおりである。

- (1) 契約の保証の額は、通常請負代金額の 10 分の 1 以上が 10 分の 3 以上となること。
- (2) 主任技術者又は監理技術者とは別に、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する技術者を、専任で 1 名現場に配置する必要があること。
- (3) 前払金について、通常請負代金額の 10 分の 4 以内が請負代金額の 10 分の 2 以内となり、中間前金の支払は適用されないこと。（出来高部分払方式（第 9 参照）を採用する。）
- (4) 瑕疵の修補又は損害賠償の請求ができる時期は、木造の建物等及び設備工事等の場合は、通常 1 年以内が 2 年以内となり、コンクリート造等の建物又は土木工

作物等の建設工事の場合には、通常2年以内が4年以内となること。

(5) 違約金の額は、通常請負代金額10分の1が10分の3となること。

(6) 瑕疵担保期間中は、受注者において年1回の現地確認を行い、発注者への報告を義務付けること。

第9 低入札工事における出来高部分払方式

低入札工事における請負代金支払方法は次のとおりとし、中間前払金の支払いは行わない。

(1) 前払金

工事請負者の請求による前払金を支払うが、工事請負代金の10分の2とする。

(2) 部分払金

算定方法は「当該請求にかかる出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額が請負代金額の10分の3以上の額に達した場合に、請負代金相当額の10分の9以内の額の請負代金の支払いを請求できる。」とし、低入札工事以外の取扱いと同様とする。工事出来高が10分の3以上となった時点で、この部分払金の請求を義務づける。

(3) 出来形部分等の確認

低入札工事請負者は、出来形部分等に相応する請負代金相当額が請負代金額の10分の3以上の額に達したときは、速やかに第1回目の出来形部分等に対する確認を県に請求しなければならない。

(4) 部分払の請求方法

・第1回目の部分払

工事請負者は、県から出来形部分等について確認の通知があったときは、通知を受けた日から10日以内に第1回目の部分払の請求をしなければならない。

・第2回目以降の部分払

工事請負者は、第1回目の部分払を受けてから2ヶ月ごとの期限内に出来形部分等の確認を県に請求し、部分払を受けなければならない。

したがって、工事請負者は毎月部分払を受けることも可能であるが、毎月1回を超える請求を行うことはできない。

工事請負者には毎月漏れなく部分払を受けることを義務づけるものではなく、工種や工区の区切りに応じて工事請負者が任意に請求することを認める。ただし、最低でも2ヶ月に一度は部分払を受けることを義務づけ、以後、工事完成までこれを繰り返すことで適正な工事施工を確認していく。

第10 低入札工事における工事監督

低入札工事においては、高知県建設工事監督技術基準に定める重点監督として監督を実施する。

施工計画書及び実際の施工が低入札調査時の提出資料等に基づき行われているかを確認することとし、必要に応じて、監督職員又は現場技術員を1名現場に配置し、重点監督業務や施工の実態調査を行う。

工事監督等の結果、調査資料及び事情聴取の内容と施工の実態が異なることが原因で適正な工事施工がされなかった場合は契約違反行為と判断し、高知県建設工事指名停止措置要綱等により指名停止等の措置とする。

第11 工事完成後の措置

(1) 審査会等への報告

第10後段の「契約違反行為」が行われた場合又は工事の完成に問題があった場合（完成検査不合格となり、補修が指示された場合等）等低入札工事の履行状況に問題があった場合には、審査会に報告しなければならない。

併せて、様式17により建設管理課（契約担当）に通知しなければならない。

(2) 実態調査の実施

各部局は、その定めるところにより工事完成後、低入札工事請負者の下請業者に対するすべての請負代金額の支払いが完了した後に、下請契約の締結状況や下請代金の支払い状況等に関して下請代金支払状況等実態調査を行わなければならない。

実態調査の結果は審査会及び様式18により建設管理課（契約担当）に報告（調査実施機関が建設管理課（契約担当）である場合を除く。）するとともに、公表しなければならない。

公表は、閲覧の方法によるものとする。

(3) 工事請負者による現地確認

低入札工事請負者は、第8の(6)に定める瑕疵担保期間中は年1回の現地確認を行い、その現状を県に報告しなければならない。

第12 その他

1 低入札価格調査制度事務のフローチャート

低入札価格調査制度の取扱い事務の流れを図式化すれば、別記3のとおりである。

2 施工体制確認型総合評価方式の事務処理フローチャート

電子入札案件における施工体制確認型総合評価方式の事務処理の流れ（土木事務所案件の場合）を図式化すれば、別記4のとおりである。

3 施行時期

この要領は、平成19年6月20日以降公告が行われる一般競争入札から適用する。

この要領は、平成20年4月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。

この要領は、平成20年10月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。

この要領は、平成21年4月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。

この要領は、平成21年5月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、様式16の改正については契約締結日が平成23年4月1日以後である契約から適用し、その他の改正については同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成23年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

別記 1

品質確保の実効性評価基準

減 点 評 価 項 目	減 点 数
1 積算の直接工事費若しくは共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の見積内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6
3 下請等見積書の見積金額未満の積算項目があるもの	6
4 下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの	6
5 設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの	6
6 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
7 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の 50%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	4
8 共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの	4
9 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の 80%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2
10 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2

注 1 4及び5の「仕様」とは、設計図書で指定した工法又は製品をいう。

2 4は、下請等見積書ではA製品の見積である一方、B製品を使用した積算になっているような場合に該当する。

3 6は、積算根拠に関して書面上明確ではないが、低入札調査ヒアリングで確認できた場合をいう。たとえば、機材を使用する工事で、機材使用に関する経費の積算が書面上なく、ヒアリング時に減価償却済みの自社保有機材のため未計上であることが確認できたような場合に該当する。ただし、この場合でも、燃料代等の機材の稼動に直接必要な経費は直接工事費に計上されていなければならない。

なお、低入札調査ヒアリングにおいても積算根拠が不明な場合には、2に該当する。

4 7及び9の「積算項目」とは、土木工事標準積算基準新土木工事積算大系における種別（レベル3）又は公共建築工事積算基準における科目に該当する項目をいい、各々の項目において設計金額と比較の上評価する。

5 8は、設計図書に積上計上された安全費の項目がない場合には、減点対象とはしない。

別記2

施工体制確保の確実性評価基準

減 点 評 価 項 目	減 点 数
1 積算の現場管理費若しくは一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の見積内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 現場管理費若しくは一般管理費の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの	6
3 現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
4 現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの	4
5 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。）	4
6 契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず、一般管理費に契約保証費の計上がないもの	2
7 提出資料が不足するもの（下請等見積書の場合は除く。）	2
8 監理技術者又は主任技術者に加えて1名専任配置しなければならない技術者が書面上明確でないもの	2
9 現場管理費又は一般管理費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2
10 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2

注1 3は、たとえば、警備員の外注で、労務賃以外の必要経費の負担は現場管理費の外注経費に計上すべきところ計上がなく、ヒアリング時に共通仮設費の安全費に計上されていることが確認できたような場合に該当する（この場合には、9にも該当してくることに注意。）。

なお、低入札調査ヒアリングにおいても積算根拠が不明な場合には、2に該当する。

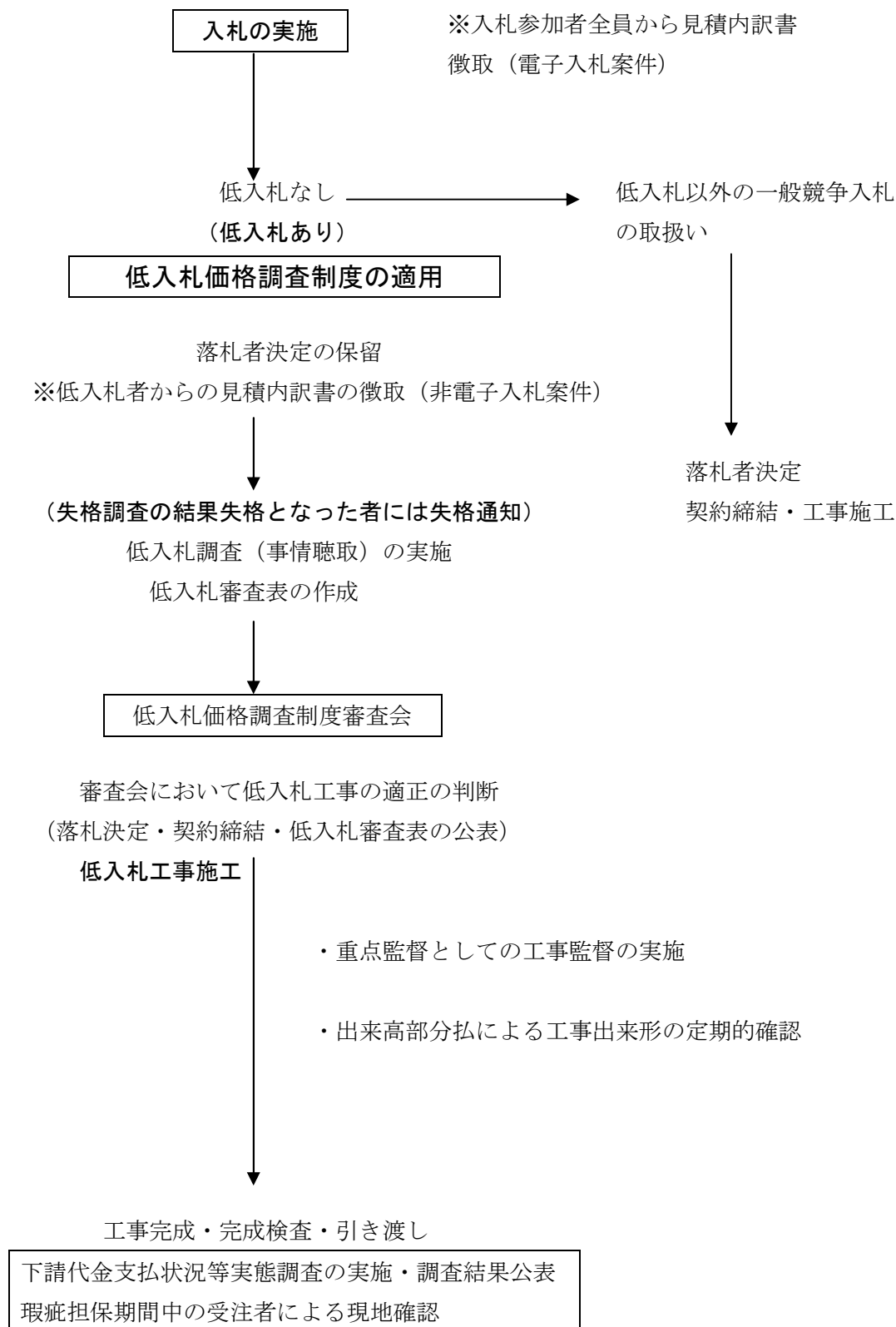
2 4の「安全訓練等に要する費用」（公共建築工事積算基準では「労務管理費」に含む。）とは現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用であり、「法定福利費」とは、現場従業員及び現場労働者に関する労働災害保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額である。

3 5の「記載内容が不明瞭な場合」とは、たとえば、「その価格により入札した理由」として「自社保有の機械が有効に活用できる。」（これは、「経費節減が図られた理由」に該当する。）と、「経費節減が図られた理由」として「恒常的に取引のある資材購入先及び下請業者の全面的協力により低価格での調達が可能。」（理由が具体的でなく、下請業者等に無理強いしている可能性も排除できない。）と記載しているような場合に該当する。

4 10は、低入札調査の実施によって低入札でない工事に比べて契約締結日が遅れる、その他の場合をいう。

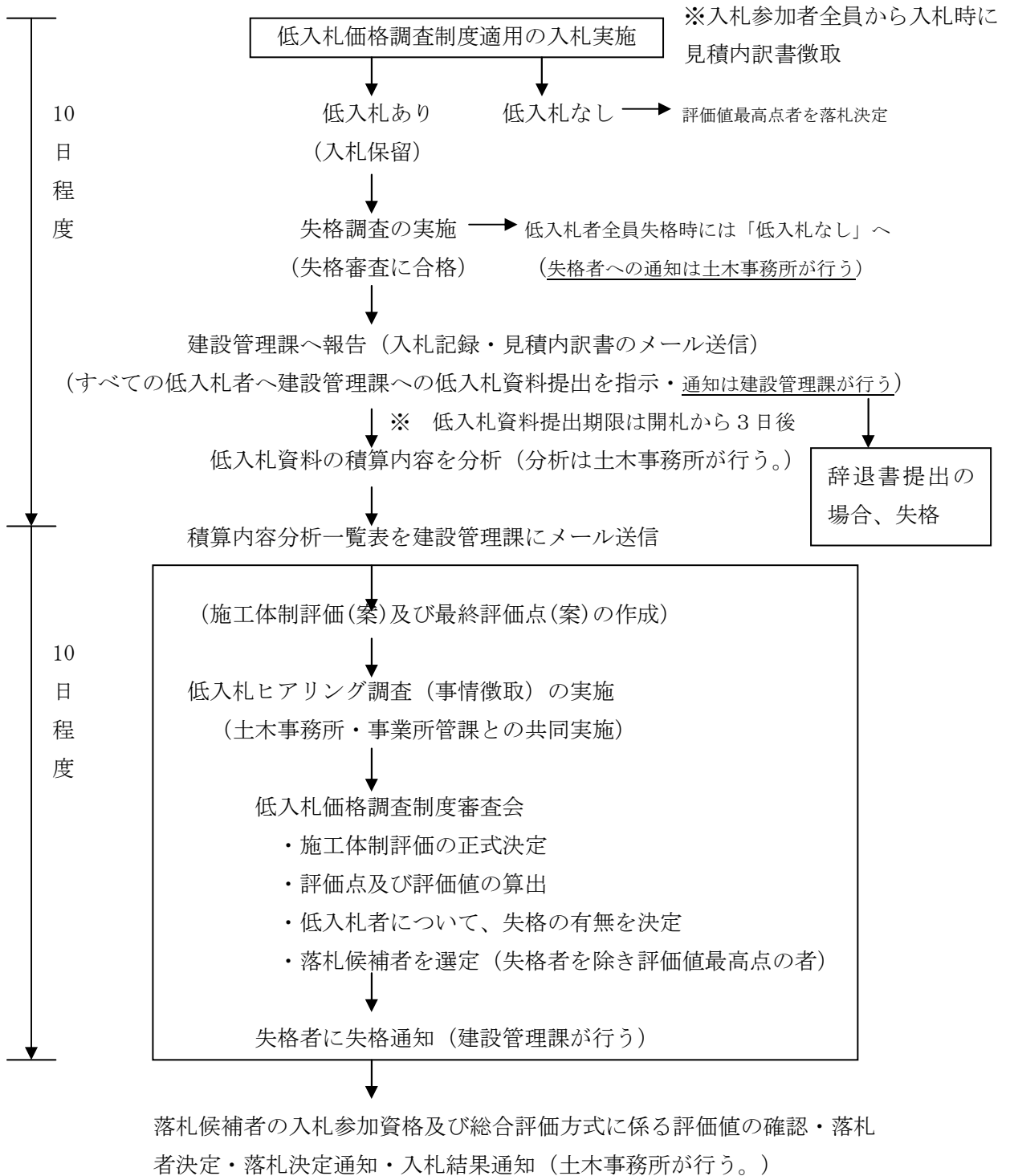
別記3

建設工事低入札価格調査制度取扱い事務の流れ



別記 4

土木事務所における施工体制確認型総合評価方式の事務処理フロー



- 注 1 □枠内は建設管理課の担当業務であること。
2 土木部以外の部局にあっては、建設管理課は各事業所管課であること。

別紙

第 号
平成 年 月 日

土木部長 様

〇〇〇〇部局長

建設工事低入札価格調査制度事務処理の委任について

下記の案件について、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領第1ただし書の規定による委任及び当該入札の実施を依頼したいので、よろしくお願いします。

記

- 1 工事名及び工事番号
- 2 入札実施希望時期

- 注 1 入札実施まで依頼しない場合には、本文記載からその旨省略する。
- 2 入札実施希望時期は、希望する月の上旬、中旬、下旬のいずれかを記載する。

様式 1

第 号
平成 年 月 日

様

高知県知事

入札失格通知書

低入札価格調査制度により入札結果を保留していた下記の工事の入札については、提出された見積内訳書を調査の結果、失格基準に該当するため、失格としたので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 失格基準に該当する見積経費
〇〇費（失格基準相当額〇〇〇〇円）

- 注 1 3の〇〇費には直接工事費等の失格基準に該当する経費区分を明記するとともに、当該経費区分の失格基準相当額を併せて明記すること。
- 2 失格調査において、見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総合計額が入札書記載金額と一致しないこと、見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの合計額に記載誤りがあること等による失格の場合は、「3 失格の理由」と書き換えて、その理由を明記すること。

様式 2（土木部以外の場合）

第 号
平成 年 月 日

建設管理課長 様

各入札実施機関の長

低入札調査の実施について

下記のとおり低入札調査を行う予定ですので、報告します。

記

1 工事名及び工事番号

工事（ 第 号）

2 工事の概要

3 建設工事低入札価格調査制度による入札の実施年月日

平成 年 月 日

4 低入札調査実施予定

（1）調査対象事業者名

（2）調査実施年月日

平成 年 月 日

注 入札記録を添付すること。

様式 2（土木部の場合）

第 号
平成 年 月 日

建設管理課長 様

各入札実施機関の長

低入札調査の実施について（依頼）

下記のとおり低入札調査が必要となりましたので、調査の実施をお願いします。

記

1 工事名及び工事番号

工事（ 第 号）

2 工事の概要

3 建設工事低入札価格調査制度による入札の実施年月日

平成 年 月 日

4 低入札価格調査該当状況

（1）調査対象事業者名

（2）失格調査実施年月日

平成 年 月 日

（3）添付書類

- ・ 入札記録
- ・ 調査対象事業者の見積内訳書写し

注 本書提出前に、第 6 の 2 の調査の必要性が生じた時点で直ちに電話連絡すること。

様式 3

平成 年 月 日

高知県知事

様

商号又は名称

代表者職氏名

印

誓 約 書

平成 年 月 日に行われた 工事(第 号)
の入札において建設工事低入札価格調査制度事務処理要領第 6 の 2 に規定する低入札者調
査対象者となりましたが、今後低入札調査を経て落札決定を受け、工事を適正なものとし
て施工完成させるため、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 低入札調査の実施に協力すること。
- 2 工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事は行わないこ
と。
- 3 工事施工経費に不足が生じる場合には自らの負担により補てんし、下請業者や資材納
入業者等への圧迫、しわ寄せは行わないこと。
- 4 工事完成後の下請代金支払状況等実態調査の実施に協力すること。
- 5 工事完成後は、建設工事請負契約書特記事項に規定の瑕疵担保期間中に年 1 回の現地
確認と報告を行うこと。

注 本書は、低入札調査時に調査資料と併せて提出させること。

様式 4

平成 年 月 日

建設工事低入札価格調査制度に基づく調査資料

商号又は名称

代表者職氏名

印

1 積算内容

(1) その価格により入札した理由

(2) 経費削減が図られた理由

(注) 具体的に記入すること。

(3) 契約の保証（請負金額の 10 分の 3 以上）方法

(4) 入札金額に対応する積算内訳書

(注) 工事費内訳書、明細表、単価表ごとに、自社の様式または金抜設計書に金額を記入したものを作成すること。

(注) 積算内訳は必ず積上げで算出し、共通仮設費、現場管理費については、明細表等により積上げの内容、数量、単価等がわかるものを作成すること。一般管理費については、一式計上は認めず、個々の項目別経費を積み上げること。

(5) 総合工程表

2 技術者就業状況

有資格者氏名	区 分	現在従事工事名	工事場所	工期	発注機関名	請負金額

(注) 有資格者とは、建設業許可申請で届け出ている者をいう。

(注) 「区分」欄には、「営」（営業所の専任技術者）、「配置」（本工事において届出る監理技術者又は主任技術者）、「代理」（本工事における現場代理人）、「専任」（本工事における＋１名の専任配置技術者）の別を記入すること。

(注) 営業所の専任技術者とは、建設業許可の要件である主たる営業所及び建設業許可を有するその他営業所に専任で置かれている技術者をいう。

(注) 「発注機関名」欄の発注機関には、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事の発注者として建設業法施行令第 27 条の 13 に規定する国、地方公共団体その他の法人、民間及び下請を含む。

3 工事箇所と事業所、倉庫等との関連

関連施設の名称、所在地等は、別添の地図のとおり。

4 使用する資材（購入部品を含む。）の状況（見積書写は別添のとおり。）

工種	品名（規格・形式）	数量	単位	調達方法	調達先名	調達先との関係

（注）見積書写を添付し、今回の工事で使用する資材とその調達方法等を記入すること。

5 使用する機械の状況（見積書写は別添のとおり。）

工種	機械名（規格・形式）	台数	調達方法	調達先名	購入先との関係

（注）見積書写を添付し、今回の工事で使用する機械とその調達方法等を記入すること。

6 労務者の状況

工種	職種	予定人員	自社・下請・新規雇用	労務単価	従事時期

7 下請状況（見積書写は別添のとおり。）

工種（工事内容）	下請業者名	下請業者の技術者	下請予定金額	下請業者との関係

（注）下請させる場合の内容、第一次下請予定業者名及び下請予定金額を記入すること。

（注）下請予定業者の見積書は、資材単価・数量、労務単価・人役の確認が可能なものを添付すること。

8 過去に施工した公共工事の状況

(1) 前年度に完成した公共工事の状況

発注機関名	工事名	工事場所	工期	請負金額	成績評定

（注）高知県が発注した工事を除く。

(2) 低入札価格による受注実績

発注機関名	工事名	工事場所	工期	請負金額	成績評定

（注）過去の低入札価格による受注実績の状況を記入すること。

（注）高知県が発注した工事及び現在施工中の工事を含む。

9 入札価格決定の妥当性

「別紙のとおり。」と記入し、入札価格決定に際しての、組織的意思決定を示す挙証資料（取締役会議事録の写し等）を添付すること。

(注) 本調査資料の作成及び提出にあたっては、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び同取扱いについて通知を熟読のこと。

様式 5

第 号
平成 年 月 日

様

高知県〇〇部長

建設工事低入札価格調査制度に基づく事情聴取の実施について

平成 年 月 日に入札を行った下記 1 の工事の低入札調査事情聴取を下記 2 以下のとおり実施しますので、平成 年 月 日までに誓約書及び低入札価格調査制度に基づく調査資料を提出するとともに、事情聴取当日は代表取締役又はこれに準ずる地位にあたる使用人が出席してください。

記

1 工事番号、工事名

2 調査日時、場所

3 調査事項

- (1) 積算内容
- (2) 技術者就業状況
- (3) 工事箇所と事業所、倉庫等との関連
- (4) 使用する資材の状況
- (5) 使用する機械の状況
- (6) 労務者の状況
- (7) 下請状況
- (8) 過去に施工した公共工事の状況
- (9) 経営状況
- (10) 信用状態
- (11) その他の必要な事項

4 調査担当者

〇〇部〇〇課

職・氏名

TEL

注 提出資料の提出期限は、開札後 3 日（閉庁日を含まない。）とする。

様式 5 の 2

平成 年 月 日

高知県知事 様

商号又は名称

代表者職氏名

印

辞退書

平成 年 月 日に行われた 工事（ 第 号）
の入札において建設工事低入札価格調査制度事務処理要領第 6 の 2 に規定する低入札調査
対象者となりましたが、低入札調査を受け、当該工事の落札者となることを辞退いたしま
す。

様式 6

低入札審査表

1 概要

工事名・工事番号	
工事場所	
入札日（事情聴取日）	
調査対象者 住所・商号	
事情聴取に出席した 調査対象者の役職・氏名	
調査実施者 所属・氏名	

2 入札記録

3 調査項目の確認内容と結果

調査項目	確認内容	結果
1 積算内容		
2 技術者就業状況		
3 工事箇所と事業所、倉庫等との関連		
4 使用する資材の状況		
5 使用する機械の状況		
6 労務者の状況		
7 下請状況		
8 過去に施工した公共工事の状況		
9 経営状況		
10 信用状態		
11 その他		

＊ 必要に応じて、調査資料及び事情聴取等により作成した資料を添付する。

4 調査実施者の所見

5 審査会の判断

☐ 契約の内容に適合した履行がされると認める。 ☐ 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める。 （理由）		
年 月 日	委員長	印

様式6作成時の留意点

第1 調査表及び添付資料にはすべてページを付ける。

第2 「3 調査項目の確認内容と結果」のうち1～8については、「確認内容」欄には当該添付資料のページ番号を記載し、9は「1財務状況」として調査対象者の財務上の問題の有無、「2完成工事高」として直近（年月日を併記のこと。）の調査対象者の完成工事高、「3経審点数（総合点数）」として調査対象者の経審点数及び総合点数（経営事項審査結果通知書の写しを添付）を記載し、10は指名停止の有無、建設業法違反の有無、賃金不払いの有無（いずれも建設管理課(契約担当)及び(建設業担当)から確認する。）について記載し、11にはその他特記事項がある場合にはその内容、ない場合には「特になし」と記載する。9～11でも添付資料がある場合にはこれを調査表に添付する。

「結果」欄には、事務局としての「適」又は「否」の判断を記載する。

第3 「4 調査実施者の所見」には、(1)低入札率（入札価格／税抜請負対象金額）、(2)各項目の考察として、ア直接工事費、イ共通用費、ウ現場管理費、エ一般管理費についての所見をそれぞれ記載する。

第4 「5 審査会の判断」の後に次の審査参考事項を追加記載する。

1 積算内訳

(1)その価格により入札した理由、(2)経費節減が図られた理由

いずれも、調査対象者からの事情聴取をもとに、事務局が客観的に妥当と判断できる内容について記載する。（調査対象者の主張をそのまま記載するものではない。）

(3)契約の保証（請負金額の10分の3以上）方法

銀行による保証又は保険会社による保証等活用される保証の区分を記載し、()書で保証機関の具体名（〇〇銀行〇〇支店を予定 等）を併記する。

(4)入札金額に対応する積算内訳書

全体設計書比較表、工事費内訳書比較表、諸経費比較表、歩掛り等比較表、労務・材料単価比較表（いずれも設計金額と調査対象者見積金額を比較できるようにした表）を、調査対象者からの提出資料をもとに別途作成添付し、ここには各資料のページ番号のみ記載する。

(5)総合工程表

調査対象者作成のものを別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。

2 技術者就業状況

調査対象者作成の一覧表を別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。

3 工事箇所と事業所、倉庫等の関連

調査対象者作成の地図を別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。

4 使用する資材の状況、5 使用する機械の状況、6 労務者の状況、7 下請状況について、いずれも調査対象者作成のものを別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。下請業者との契約書又はそれに代わるものの写しを提出させる。
(入札公告でこの点を明記すること。)

8 過去に施工した公共工事の状況

(1)前年度に完成した公共工事の状況、(2)低入札価格による受注実績について、調査対象者作成のものを別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。

(3)平成○年度～○年度の高知県発注工事における発注実績及びその工事成績評定として、過去2ヶ年度の資料を土木行政総合情報システムから出力して別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。

9 入札価格決定の妥当性

入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料の内容については、様式4の(注)にある「取締役会議事録の写し」は例示であり、取締役会議事録でなくても、組織決定の過程を明文化し代表者が相違ない旨を証明したものであれば差し支えない。県外業者で、県内支店長等に契約締結権限の委任が行われている場合には、県内支店限りの挙証資料で差し支えない。ただし、単に「入札価格は会社決定であることを証明する。」といった記載だけでは不十分、会社決定がされるまでの過程(どのような協議を経たか等)の記載がなければならない。

次のとおり記入する。

ア 入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料が提出され、内容的にも妥当な場合

「適当」

イ 入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料の提出がない又は内容に不備がある場合

「不適當」(提出がないときは、「提出なし」)

第5 審査会での審査は、調査対象者の施工経費見積に妥当性があり、品質、安全確保がされ粗雑工事となるおそれはないか、下請業者等への圧迫はないか、調査対象者の経営を圧迫する懸念はないかがポイントであり、審査会事務局はこのポイントを外さないようにして、審査、協議に入る前に委員に簡潔な説明を行う。

様式 7

第 号
平成 年 月 日

様

高知県知事

落札決定通知書

建設工事低入札価格調査制度により入札結果を保留していた下記の工事の入札については、調査の結果あなたを落札者とすることに決定したので通知します。

つきましては、平成 年 月 日までに契約書（案）を提出してください。

（なお、あなたの施工体制評価は、別紙のとおりです。）

記

1 工事番号

2 工 事 名

3 契約担当者

〇〇事務所〇〇課

職・氏名

T E L

注 1 本通知には、契約書等落札者に手渡す書類一式を同封すること。

2 契約書の提出期限は、本通知後 10 日以内（閉庁日を含む。）とすること。

3 （ ）は、低入札者である場合に記載すること。

別紙

施工体制評価結果一覧表

業者名 _____

1 品質確保の実効性

減 点 評 価 項 目	減点指数	該当
1 積算の直接工事費若しくは共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の見積内訳書記載の各合計と一致しないもの	6	
2 積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6	
3 下請等見積書の見積金額未満の積算項目があるもの	6	
4 下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの	6	
5 設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの	6	
6 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4	
7 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	4	
8 共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの	4	
9 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2	
10 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2	
減 点 指 数 合 計 及 び 評 価	A	B

評価 「良」＝減点指数合計0 「可」＝減点指数合計6未満 「不可」＝減点指数合計6以上

2 減点評価項目該当の理由

- 注 1 減点評価項目のうち、該当する項目の「該当」欄に○を記入すること。
- 2 「A」欄には該当する減点指数の合計を記入し、「B」欄には「良」、「可」、「不可」のうち該当する評価を記入すること。
- 3 「2 減点評価項目該当の理由」には、減点評価項目ごとに該当理由を具体的に記入すること。

3 施工体制確保の確実性

減 点 評 価 項 目	減点指数	該当
1 積算の現場管理費若しくは一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の見積内訳書記載の各合計と一致しないもの	6	
2 現場管理費若しくは一般管理費の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの	6	
3 現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4	
4 現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの	4	
5 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。）	4	
6 契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず、一般管理費に契約保証費の計上がないもの	2	
7 提出資料が不足するもの（下請等見積書の場合は除く。）	2	
8 監理技術者又は主任技術者に加えて1名専任配置しなければならない技術者が書面上明確でないもの	2	
9 現場管理費又は一般管理費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2	
10 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2	
減 点 指 数 合 計 及 び 評 価	A	B

評価 「良」＝減点指数合計0 「可」＝減点指数合計6未満 「不可」＝減点指数合計6以上

4 減点評価項目該当の理由

- 注 1 減点評価項目のうち、該当する項目の「該当」欄に○を記入すること。
- 2 「A」欄には該当する減点指数の合計を記入し、「B」欄には「良」、「可」、「不可」のうち該当する評価を記入すること。
- 3 「2 減点評価項目該当の理由」には、減点評価項目ごとに該当理由を具体的に記入すること。

様式 8

第 号
平成 年 月 日

様

高知県知事

入札結果通知書

建設工事低入札価格調査制度により入札結果を保留していた下記の工事の入札については、平成 年 月 日付けで下記のとおり決定したので、通知します。入札記録については、入札情報システムで確認してください。

(なお、あなたの施工体制評価は、別紙のとおりです。)

記

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 落札者名
- 4 落札金額

注 () は、低入札者である場合に記載すること。

別紙

施工体制評価結果一覧表

業者名 _____

1 品質確保の実効性

減 点 評 価 項 目	減点指数	該当
1 積算の直接工事費若しくは共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の見積内訳書記載の各合計と一致しないもの	6	
2 積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6	
3 下請等見積書の見積金額未満の積算項目があるもの	6	
4 下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの	6	
5 設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの	6	
6 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4	
7 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	4	
8 共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの	4	
9 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2	
10 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2	
減 点 指 数 合 計 及 び 評 価	A	B

評価 「良」＝減点指数合計0 「可」＝減点指数合計6未満 「不可」＝減点指数合計6以上

2 減点評価項目該当の理由

- 注 1 減点評価項目のうち、該当する項目の「該当」欄に○を記入すること。
- 2 「A」欄には該当する減点指数の合計を記入し、「B」欄には「良」、「可」、「不可」のうち該当する評価を記入すること。
- 3 「2 減点評価項目該当の理由」には、減点評価項目ごとに該当理由を具体的に記入すること。

3 施工体制確保の確実性

減 点 評 価 項 目	減点指数	該当
1 積算の現場管理費若しくは一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の見積内訳書記載の各合計と一致しないもの	6	
2 現場管理費若しくは一般管理費の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの	6	
3 現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4	
4 現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの	4	
5 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。）	4	
6 契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず、一般管理費に契約保証費の計上がないもの	2	
7 提出資料が不足するもの（下請等見積書の場合は除く。）	2	
8 監理技術者又は主任技術者に加えて1名専任配置しなければならない技術者が書面上明確でないもの	2	
9 現場管理費又は一般管理費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2	
10 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2	
減 点 指 数 合 計 及 び 評 価	A	B

評価 「良」＝減点指数合計0 「可」＝減点指数合計6未満 「不可」＝減点指数合計6以上

4 減点評価項目該当の理由

- 注 1 減点評価項目のうち、該当する項目の「該当」欄に○を記入すること。
- 2 「A」欄には該当する減点指数の合計を記入し、「B」欄には「良」、「可」、「不可」のうち該当する評価を記入すること。
- 3 「2 減点評価項目該当の理由」には、減点評価項目ごとに該当理由を具体的に記入すること。

様式 9

第 号
平成 年 月 日

様

高知県知事

低入札審査失格通知書

建設工事低入札価格調査制度により入札結果を保留していた下記の工事の入札については、審査の結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるため、失格と決定されたのでお知らせします。

なお、あなたの施工体制評価は、別紙のとおりです。

記

- 1 入札日時
- 2 工事番号
- 3 工 事 名
- 4 失格理由

注 失格理由は、第 7 の 1 又は 2 のうちの該当項目及びその該当事由を明記すること。

別紙

施工体制評価結果一覧表

業者名 _____

1 品質確保の実効性

減 点 評 価 項 目	減点指数	該当
1 積算の直接工事費若しくは共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の見積内訳書記載の各合計と一致しないもの	6	
2 積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6	
3 下請等見積書の見積金額未満の積算項目があるもの	6	
4 下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの	6	
5 設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの	6	
6 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4	
7 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	4	
8 共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの	4	
9 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2	
10 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2	
減 点 指 数 合 計 及 び 評 価	A	B

評価 「良」＝減点指数合計0 「可」＝減点指数合計6未満 「不可」＝減点指数合計6以上

2 減点評価項目該当の理由

- 注 1 減点評価項目のうち、該当する項目の「該当」欄に○を記入すること。
- 2 「A」欄には該当する減点指数の合計を記入し、「B」欄には「良」、「可」、「不可」のうち該当する評価を記入すること。
- 3 「2 減点評価項目該当の理由」には、減点評価項目ごとに該当理由を具体的に記入すること。

3 施工体制確保の確実性

減 点 評 価 項 目	減点指数	該当
1 積算の現場管理費若しくは一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の見積内訳書記載の各合計と一致しないもの	6	
2 現場管理費若しくは一般管理費の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの	6	
3 現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4	
4 現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの	4	
5 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。）	4	
6 契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず、一般管理費に契約保証費の計上がないもの	2	
7 提出資料が不足するもの（下請等見積書の場合は除く。）	2	
8 監理技術者又は主任技術者に加えて1名専任配置しなければならない技術者が書面上明確でないもの	2	
9 現場管理費又は一般管理費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2	
10 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2	
減 点 指 数 合 計 及 び 評 価	A	B

評価 「良」＝減点指数合計0 「可」＝減点指数合計6未満 「不可」＝減点指数合計6以上

4 減点評価項目該当の理由

- 注 1 減点評価項目のうち、該当する項目の「該当」欄に○を記入すること。
- 2 「A」欄には該当する減点指数の合計を記入し、「B」欄には「良」、「可」、「不可」のうち該当する評価を記入すること。
- 3 「2 減点評価項目該当の理由」には、減点評価項目ごとに該当理由を具体的に記入すること。

様式 10

第 号
平成 年 月 日

様

高知県知事

入札中止通知書

調査基準価格を下回る入札が行われたため入札結果を保留していた下記工事の入札については、審査の結果すべての低入札者を失格としたので、中止とします。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名

様式 11

建設工事低入札価格調査制度に基づく審査結果書（公表用）

1 概要

工事名（工事番号）	
工事場所	
入札日（事情聴取日）	
調査対象者 住所・商号	
事情聴取に出席した 調査対象者の役職・氏名	
調査実施者 所属・氏名	

2 入札記録

3 調査項目の確認内容と結果

調査項目	確認内容	結果
1 積算内容		
2 技術者就業状況		
3 工事箇所と事業所、倉庫等との関連		
4 使用する資材の状況		
5 使用する機械の状況		
6 労務者の状況		
7 下請状況		
8 過去に施工した公共工事の状況		
9 経営状況		
10 信用状態		
11 その他		

4 審査会の判断

☐ 契約の内容に適合した履行がされると認める。 ☐ 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める。 （理由） 年 月 日
--

様式 11 作成時の留意点

公表用調査表の記載内容は、低入札審査表（様式 6）を基本に次のとおりとする。

3 調査項目の確認内容と結果

1 積算内容

「確認内容」には P 2 と記載し、2 ページの「4 審査会の判断」の後に「5 積算内容」として（1）その価格により入札した理由、（2）経費節減が図られたポイントを様式 6 から転記する。

（3）契約の保証（請負金額の 10 分の 3 以上）方法は、様式 6 から保証の区分のみ転記する。（（〇〇銀行〇〇支店の予定）の保証機関具体名は公表しない。）

2 技術者就業状況 3 工事箇所と事業所、倉庫等の関連

「確認内容」欄には「－」と記載し、資料は添付しない。

4 使用する資材の状況、5 使用する機械の状況、6 労務者の状況

調査対象者作成の資料をそれぞれ添付し、「確認内容」欄に該当ページを記載する。

6 下請状況

「5 積算内容」の後に、下請予定業者について、調査対象者作成資料から工種（工事内容）、下請業者名及び下請業者との関係について転記する。

様式 12

第 号
平成 年 月 日

建設管理課長 様

〇〇課（室）長

低入札調査の結果について

平成 年 月 日に低入札調査を行った下記工事についての審査結果は、別添のとおりです。

記

- 1 工事名及び工事番号
工事（ 第 号）
- 2 低入札価格調査制度による入札の実施年月日
平成 年 月 日

- 注 1 発信者は、審査会事務局を置く課室の長である。
2 公表用の低入札審査表を添付すること。

様式 13

第 号
平成 年 月 日

入札実施機関の長 様

〇〇課（室）長

低入札調査の結果について

平成 年 月 日に低入札調査を行った下記工事についての審査結果は、別添のとおりです。

記

- 1 工事名及び工事番号
工事（ 第 号）
- 2 低入札価格調査制度による入札の実施年月日
平成 年 月 日

- 注 1 発信者は、審査会事務局を置く課室の長である。
- 2 公表用の低入札審査表を添付すること。

様式 14

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

商号又は名称
代表者職氏名 印

配置予定技術者の別工事への配置に関する届出書

建設工事低入札価格調査制度適用となり入札結果を保留された下記の工事について、当該入札にあたって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を別の建設工事の配置予定技術者として競争入札に参加し、その工事を落札したことから、技術者を配置することができなくなったので届け出ます。

記

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 入札日
- 4 入札書記載金額
- 5 配置予定技術者氏名

＜落札した工事の内容＞

発注機関名
工 事 名
入 札 日
落 札 金 額

様式 15

第 号
平成 年 月 日

建設管理課長 様

〇〇課（室）長

建設工事低入札価格調査制度に基づく失格者について（通知）

建設工事低入札価格調査制度により入札結果を保留していた入札について、審査の結果、下記の入札者を失格として落札者としなかったこととしましたので、低入札価格調査制度事務処理要領第7の3の規定により通知します。

記

1 失格者名及び代表者名

2 工事名及び工事番号

工事（ 第 号）

3 失格理由

（1）失格該当項目

建設工事低入札価格調査制度事務処理要領第7の1第 号

（2）失格となった具体的な事由

注 1 発信者は、審査会事務局を置く課室の長である。

2 公表用の低入札審査表を添付すること。

様式 16

建設工事低入札価格調査制度に基づく特記事項

- 1 本契約においては、別添建設工事請負契約書（金銭保証用）を次のように読み替えるものとする。

- (1) 第4条関係

第2項中「請負代金額の10分の1以上」を「請負代金額の10分の3以上」に読み替える。

第4項中「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。

- (2) 第34条関係

第1項中「請負代金額の10分の4以内」を「請負代金額の10分の2以内」に読み替える。

第2項、第3項は削除する。

第4項、第6項及び第7項中のカッコ書きは削除する。

第4項中「請負金額の10分の4」を「請負代金額の10分の2」に読み替える。

第6項中「請負代金額の10分の5」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。

第7項中「請負代金額の10分の5」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。

- (3) 第37条関係

第1項中「請負代金相当額が請負代金額の10分の4（前払金の支払いを受けていない場合にあっては、10分の3）以上の額に達した場合及び10分の8以上の額に達した場合は、それぞれの額の10分の9以内の額の請負代金の支払（この契約において「部分払」という。）を次項から第7項までに定めるところにより請求することができる。ただし、この請求は、工期中2回を超えることができない。」を「請負代金相当額が請負代金額の10分の3以上の額に達した場合は、請負代金相当額の10分の9以内の額の請負代金の支払（この契約において「部分払」という。）を次項から第8項までに定めるところにより請求しなければならない。ただし、この請求は、工期中毎月1回を超えることができない。」に読み替える。

第3項中「製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。」を「製造工場等にある工場製品（以下この項において「出来形部分等」という。）の確認を発注者に請求しなければならない。この場合においては、受注者は、出来形部分等に相応する請負代金額相当額が請負代金の10分の3以上の額に達したときは、速やかに第1回目の出来形部分等に対する確認を発注者に請求しなければならない。」に読み替える。

第6項の次に、第7項として

「7 部分払の請求の期限は、次に掲げるところによる。

- (1) 受注者は、第4項による通知があったときは、通知を受けた日から10日以内に部分払の請求をしなければならない。
- (2) 受注者は、第2回目以降の部分払については、前回の部分払の請求をした日から2か月以内（やむを得ない理由があるときは、発注者の承認を得て延長された期間を加えた期間内）に次の部分払の請求をしなければならない。」を加える。

第7項を第8項とし、同項中「発注者が前項の請求を受けた日から」を「発注者が第6項の請求を受けた日から」に読み替える。

(4) 第44条関係

第2項中「木造の建物等及び設備工事等の場合には1年」を「木造の建物等及び設備工事等の場合には2年」に、「コンクリート造等の建物又は土木工作物等の建設工事の場合には2年」を「コンクリート造等の建物又は土木工作物等の建設工事の場合には4年」に読み替える。

(5) 第46条関係

第2項中「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。

- 2 契約書第10条に定める主任技術者又は監理技術者とは別に、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術者を、専任で1名現場に配置しなければならない。
- 3 瑕疵担保期間中は、受注者において年1回の現地確認を行い、発注者に報告をしなければならない。

様式 17

第 号
平成 年 月 日

建設管理課長 様

〇〇課（室）長

建設工事低入札価格調査制度適用工事の履行状況について（通知）

建設工事低入札価格調査制度適用により施工された下記工事の履行状況について、別添のとおり低入札価格調査制度審査会に報告したので通知します。

記

1 工事名及び工事番号

工事（ 第 号）

2 入札年月日及び予定価格

平成 年 月 日

予定価格 円

調査基準価格 円

3 施工業者名

4 契約締結請負金額

円

注 1 別添として、審査会に報告した工事履行状況の報告様式（問題点等を取りまとめた任意様式）を添付すること。

2 発信者は、審査会事務局を置く課室の長である。

様式 18

第 号
平成 年 月 日

建設管理課長 様

〇〇課（室）長

下請代金支払状況等実態調査の結果について

平成 年 月 日に下請代金支払状況等実態調査を行った下記工事についての調査結果は、別添のとおりです。

記

1 工事名及び工事番号

工事（ 第 号）

2 入札年月日及び予定価格

平成 年 月 日

予定価格 円

調査基準価格 円

3 施工業者名

4 契約締結請負金額

円

注 1 発信者は、審査会事務局を置く課室の長である。

2 公表用の下請代金支払状況等実態調査表を添付すること。（「低入札工事に関する下請代金支払状況等実態調査実施要領」（土木部長通知）を参照。）

建設工事低入札価格調査制度事務処理要領新旧対照表

新	旧
第4 施工体制評価 1 評価区分 低入札者があった入札においては、入札参加者全員（<u>失格基準該当の有無の調査（以下「失格調査」という。）</u>）において失格となった者は除く。）に関して、当該入札価格水準に応じた工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。 (1)・(2) 省略 2～4 省略 第5 低入札価格調査制度における入札 低入札者がある入札においては、すべての入札結果を保留とし、電子入札による案件においては入札時にあらかじめ提出されている見積内訳書により、電子入札によらない案件においては入札時に低入札者から徴取した見積内訳書により、<u>失格調査、失格基準に該当しない低入札者に対する調査（以下「低入札調査」という。）</u>及び第4の施工体制評価（以下「<u>施工体制評価</u>」という。）を行う。 第6の4の審査において契約締結が可とされた者のうち、最低の価格の入札を行った（総合評価方式一般競争入札においては、評価値が最も高い）者を、事後審査方式による案件においては落札候補者として選定し、事前審査方式による案件においては落札者として決定する。 1 入札公告時の留意点 次の事項を公告文に明示しなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) 低入札者は、低入札調査に協力するものとし、<u>低入札調査に関する資料（以下「低入札調査資料」という。）</u>を提出すること。<u>ただし、低入札者が低入札調査を辞退することは妨げないこと。</u> (6)・(7) 省略 2 電子入札によらない案件における入札開始前の留意点 入札執行者は、入札執行の前に次の事項を説明する。	第4 施工体制評価 1 評価区分 低入札者があった入札においては、入札参加者全員（<u>第6の1の失格調査</u>において失格となった者は除く。）に関して、当該入札価格水準に応じた工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。 (1)・(2) 省略 2～4 省略 第5 低入札価格調査制度における入札 低入札者がある入札においては、すべての入札結果を保留とし、電子入札による案件においては入札時にあらかじめ提出されている見積内訳書により、電子入札によらない案件においては入札時に低入札者から徴取した見積内訳書により、<u>失格調査、低入札調査及び施工体制評価</u>を行う。 第6の4の審査において契約締結が可とされた者のうち、最低の価格の入札を行った（総合評価方式一般競争入札においては、評価値が最も高い）者を、事後審査方式による案件においては落札候補者として選定し、事前審査方式による案件においては落札者として決定する。 1 入札公告時の留意点 次の事項を公告文に明示しなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) 低入札者は、低入札調査に協力するものとし、<u>低入札調査資料</u>を提出すること。 (6)・(7) 省略 2 電子入札によらない案件における入札開始前の留意点 入札執行者は、入札執行の前に次の事項を説明する。

(1)～(3) 省略 (4) 低入札者は、低入札調査に協力すること及び低入札調査資料を提出期限までに提出すること。<u>ただし、低入札者が低入札調査を辞退することは妨げないこと。</u> (5) <u>第6の低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）の結果、失格基準に該当する者又は契約を締結することが適当でないと判断された者は、失格となること。</u> (6) 省略 3 省略 4 入札終了時の入札結果公表 (1) 低入札者があった場合の当該入札結果公表は、入札結果を保留したまま、直ちに入札記録は公表する。この場合の入札記録には、落札者の表示はせず、すべての低入札者の金額記載欄の右端に「低入札」と記載する。 (2) <u>初度入札で、入札参加者全員の入札が予定価格を上回るものと調査基準価格を下回るもののみであった場合には、予定価格及び調査基準価格を公表しないものとする。</u> 5 落札者決定時の入札結果公表 (1) <u>低入札価格調査の結果、落札者が決定された場合は、4の入札記録の当該落札者欄の「低入札」と記載した下段に「※○／○落札決定」と記載する（「※○／○」には、審査会決定日を記入すること。）。</u> (2) <u>低入札価格調査の結果、失格とされた場合は、4の入札記録における当該失格者欄の「低入札」と記載した下段に「※○／○失格決定・○○入札心得第○条第○項第○号」と記載する（「※○／○」には、審査会決定日を記入すること。）。</u>総合評価方式における入札結果についても、同様とする。 (3) 落札者決定時の入札記録は、これを入札終了時公表の入札記録と差し替えて公表する。 第6 低入札価格調査 1 失格調査 (1) 入札実施機関は、入札時に低入札者から提出された見積内訳書に基づき、開札のあった日から3日（開札日の翌日を第1日として3日目に当たる日。閉庁日を含む。）以内に<u>失格調査</u>を行う。 (2) 失格調査において、次のいずれかに該当する者は、審査会の審査に付すことなく、指	(1)～(3) 省略 (4) 低入札者は、低入札調査に協力すること及び低入札調査資料を提出期限までに提出すること。 (5) <u>低入札価格調査の結果、失格基準に該当する者又は契約を締結することが適当でないと判断された者は、失格となること。</u> (6) 省略 3 省略 4 入札終了時の入札結果公表 低入札者があった場合の当該入札結果公表は、入札結果を保留したまま、直ちに入札記録は公表する。この場合の入札記録には、落札者の表示はせず、すべての低入札者の金額記載欄の右端に「低入札」と記載する。 5 落札者決定時の入札結果公表 <u>低入札価格審査の結果、落札者が決定された場合は、上記4の入札記録の当該落札者欄の「低入札」と記載した下段に「※○／○落札決定」と記載する。</u> <u>低入札価格審査の結果、失格とされた場合は入札記録における当該失格者欄の「低入札」と記載した下段に「※○／○失格決定・競争入札心得第10条第3項第1号」と記載する。</u>総合評価方式における入札結果についても、同様とする。 <u>なお、落札者決定時の入札記録は、これを入札終了時公表の入札記録と差し替えて公表する。</u> <u>※○／○には審査会決定日を記入する。</u> 第6 低入札価格調査 1 失格調査 入札実施機関は、入札時に低入札者から提出された見積内訳書に基づき、開札のあった日から3日（開札日の翌日を第1日として3日目に当たる日。閉庁日を含む。）以内に<u>失格基準該当の有無の調査（以下「失格調査」という。）</u>を行う。 <u>第3の2による失格者には、様式1により通知する。</u>
---	---

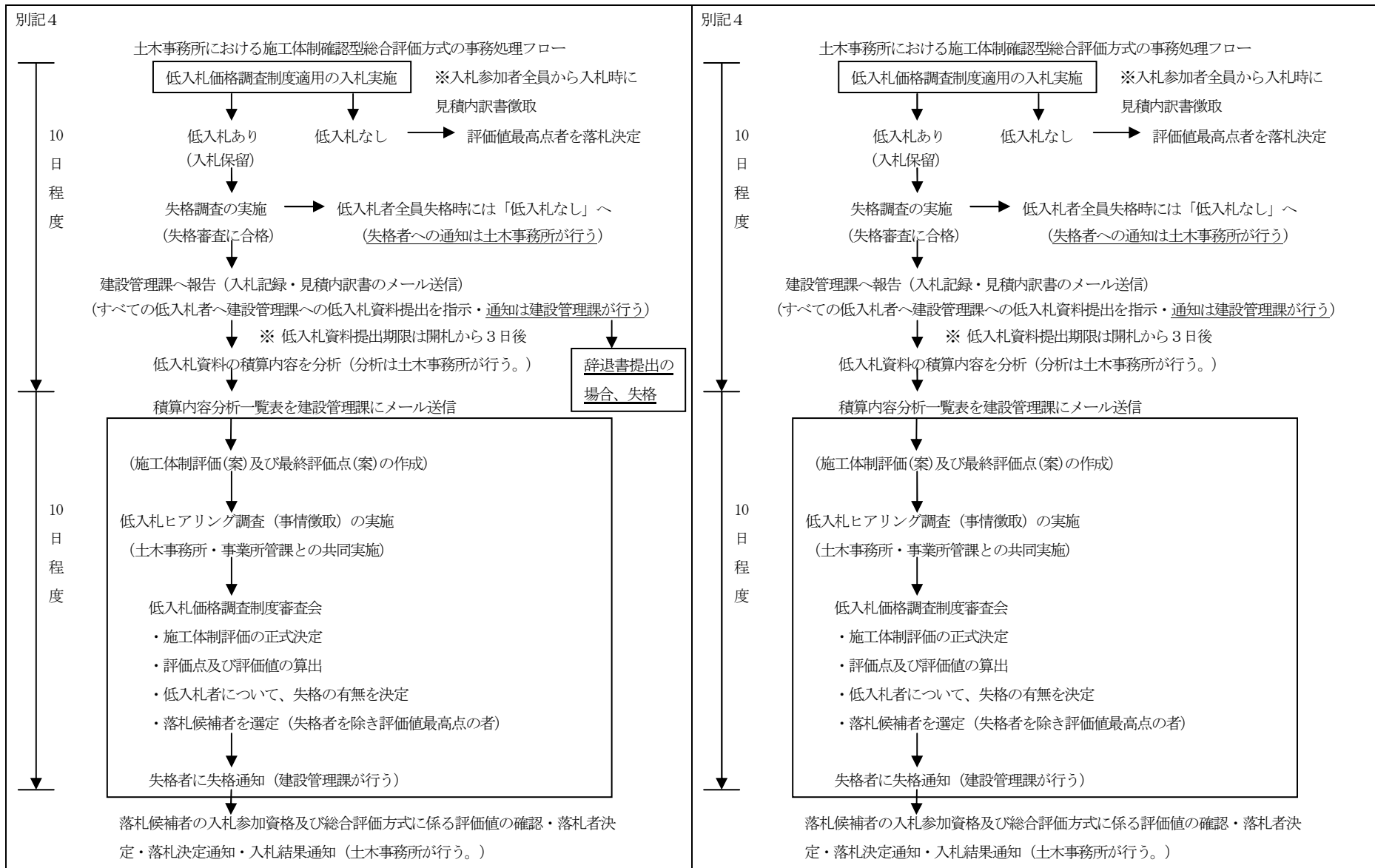
名停止を伴わない失格とし、当該失格者には、様式1により通知する。 ① 失格基準に該当する者 ② 見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総合計額が入札書記載金額と一致しない者 ③ 見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの合計額に記載誤りがある者 ④ 見積内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの明示がない者 2 低入札調査 (1) 土木部建設管理課（契約担当）（以下「建設管理課（契約担当）」という。）以外の入札実施機関は、低入札調査を行うときは、様式2により建設管理課（契約担当）に通知しなければならない。 (2) 低入札者には、誓約書（様式3）及び調査資料（様式4）を3日以内（閉庁日は含まない。）に提出させることとし、様式5により通知する。この場合において、様式は、高知県ホームページ・建設管理課ページから低入札者がダウンロードするものとする。 (3) 低入札調査は、部局長の判断により、入札実施機関の実施に代えて4に規定する審査会事務局の単独又は入札実施機関と協同で行うこととして差し支えない。 (4) 失格基準に該当しない低入札者は、(2)の提出期限までに、辞退書（様式5の2）により低入札調査の辞退を申し出ることができる。 (5) 失格基準に該当しない低入札者が次のいずれかに該当する場合は、その時点で調査を中止する。この場合においては、低入札調査資料は徴取せず、審査会の審査にも付さないものとし、①に該当するときは、当該低入札者は指名停止を伴わない失格とする。 ① (4)の規定により辞退書（様式5の2）を提出し、低入札調査の辞退を申し出た場合 ② 当該低入札者の施工体制評価について、施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」にのみ該当するものとして評価した場合において、評価値でその他の低入札者でない者が最高点となることが明らかなとき。 (6) 低入札調査の内容は次のとおりとし、事情聴取を行う（「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱い」（平成21年3月27日付け20高建管第1180号土木部長通知。以下「事務処理要領取扱通知」という。）を参照のこと。）。	失格基準に該当する者は、審査会の審査に付すことなく、指名停止を伴わない失格とする。... 失格調査において、実際の合計額が見積内訳書に記載の数字と一致しない等の見積内訳書の記載誤りがある場合又は見積内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合には、指名停止を伴わない失格とする。... 2 低入札調査 土木部建設管理課（契約担当）（以下「建設管理課（契約担当）」という。）以外の入札実施機関は、低入札調査を行うときは、様式2により建設管理課（契約担当）に通知しなければならない。 低入札者には、誓約書（様式3）及び調査資料（様式4）を3日以内（閉庁日は含まない。）に提出させる（様式は、高知県ホームページ・建設管理課ページからダウンロードさせること。）こととして、様式5により通知する。 この調査は、部局長の判断により、入札実施機関の実施に代えて4に規定する審査会事務局の単独又は入札実施機関と協同で行うこととして差し支えない。 調査内容は次のとおりとし、事情聴取を行う。（「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱いについて」（平成21年3月27日付け20高建管第1180号土木部長通知。以下「事務処理要領取扱通知」という。）を参照のこと。）... ただし、失格基準に該当しない低入札者について、当該低入札者の施工体制評価点が満点であっても、評価値でその他の低入札者でない者が最高点となることが明らかなときは、その時点で調査を中止する。... この場合、低入札調査関係資料は徴取せず、審査会の審査にも付さない。当該低入札者の施工体制評価は、施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」にのみ該当するものとして評価する。...
---	---

① 積算内容（入札時見積内訳書とは別途徴取する。各経費の項目は、標準積算基準に基づき区分するものであること。） ② 技術者就業状況 ③ 工事箇所と事業所、倉庫等との関連 ④ 使用する資材の状況 ⑤ 使用する機械の状況 ⑥ 労務者の状況 ⑦ 下請状況 ⑧ 過去に施工した公共工事の状況 ⑨ 経営状況（決算状況の確認等） ⑩ 信用状態（建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等） ⑪ その他必要な事項 （7） 調査結果は低入札審査表（様式6）にとりまとめ、審査会の審査に付する。 3 省略 4 審査会の審査 （1） 審査会は、部局ごとに入札実施機関とは別に審査会事務局を設け、審査会事務局がその庶務を担当する。ただし、土木部における審査会事務局は、建設管理課（契約担当）に置く。 （2） 審査会は、施工体制評価を決定するとともに、低入札調査が2の（5）の規定により中止となったときを除いて、低入札者について契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合には、第7に基づき失格を決定する。 （3） 施工体制評価及び審査の結果に基づき、失格となった者を除いて入札書記載金額の最も低い者（総合評価方式にあっては、評価値が最も高い者）を、事後審査方式による案件においては落札候補者として選定し、事前審査方式による案件においては落札者として決定する。 （4） 審査会事務局は、<u>審査の結果</u>について次により通知する。 ① 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる者がある場合は、事前審査方式による案件においては落札決定を行い、落札者には様式7により、その他の入札参加者には様式8により通知する。	（1） 積算内容（入札時見積内訳書とは別途徴取する。各経費の項目は、標準積算基準に基づき区分するものであること。） （2） 技術者就業状況 （3） 工事箇所と事業所、倉庫等との関連 （4） 使用する資材の状況 （5） 使用する機械の状況 （6） 労務者の状況 （7） 下請状況 （8） 過去に施工した公共工事の状況 （9） 経営状況（決算状況の確認等） （10） 信用状態（建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等） （11） その他必要な事項 調査結果は低入札審査表（様式6）にとりまとめ、審査会の審査に付する。 3 省略 4 審査会の審査 審査会は、部局ごとに入札実施機関とは別に審査会事務局を設け、審査会事務局がその庶務を担当する。ただし、土木部における審査会事務局は、建設管理課（契約担当）に置く。 審査会は、施工体制評価を決定するとともに、低入札調査が2の<u>後段ただし書</u>により中止となったときを除いて、低入札者について契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合には、第7に基づき失格を決定する。 施工体制評価及び審査の結果に基づき、失格となった者を除いて入札書記載金額の最も低い者（総合評価方式にあっては、評価値が最も高い者）を、事後審査方式による案件においては落札候補者として選定し、事前審査方式による案件においては落札者として決定する。 審査会事務局は、<u>その結果</u>について次により通知する。 （1） 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる者がある場合は、事前審査方式による案件においては落札決定を行い、落札者には様式7により、その他の入札参加者には様式8により通知する。
--	--

② 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、失格とする場合は、様式9によりその旨を通知する。 低入札者全員が失格となり、調査基準価格以上、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した者がある場合は、その者のうち最低の価格（総合評価方式による場合は、最高の評価値）で入札した者を事前審査方式による案件においては落札者として決定し、落札者には様式7により、その他の入札参加者には様式8により通知する。 ③ 入札参加者全員が低入札者であり、審査の結果、すべてが失格となったときは、当該入札は中止となることから、入札参加者全員に対して様式10によりその旨を通知する。 ④ 審査結果の概要は、落札者が決定した後に様式11により閲覧に付して公表する。併せて、審査結果については、各部局の審査会事務局は、様式12により建設管理課（契約担当）に、様式13により入札実施機関にそれぞれ通知しなければならない（建設管理課（契約担当）は様式12を除く。）。 ⑤ 事後審査方式による案件において、①又は②の後段に規定する者がある場合には、各部局の審査会事務局はその審査結果を様式12により建設管理課（契約担当）に、様式13により入札実施機関にそれぞれ通知しなければならない（建設管理課（契約担当）は様式12を除く。）。入札実施機関においては当該者を落札候補者として選定し、入札参加資格及び総合評価方式に係る評価値の確認が得られた場合、落札決定を行う。落札者には様式7により、その他の入札参加者には様式8により通知する。	(2) 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、失格とする場合は、様式9によりその旨を通知する。 低入札者全員が失格となり、調査基準価格以上、かつ予定価格の制限の範囲内で入札した者がある場合は、その者のうち最低の価格（総合評価方式による場合は、最高の評価値）で入札した者を事前審査方式による案件においては落札者として決定し、落札者には様式7により、その他の入札参加者には様式8により通知する。 (3) 入札参加者全員が低入札者であり、審査の結果、すべてが失格となったときは、当該入札は中止となることから、入札参加者全員に対して様式10によりその旨を通知する。 (4) 審査結果の概要は、落札者が決定した後に様式11により閲覧に付して公表する。併せて、審査結果については、各部局の審査会事務局は、様式12により建設管理課（契約担当）に、様式13により入札実施機関にそれぞれ通知しなければならない（建設管理課（契約担当）は様式12を除く。）。 (5) 事後審査方式による案件において、(1)又は(2)の後段に規定する者がある場合には、各部局の審査会事務局はその審査結果を様式12により建設管理課（契約担当）に、様式13により入札実施機関にそれぞれ通知しなければならない（建設管理課（契約担当）は様式12を除く。）。入札実施機関においては当該者を落札候補者として選定し、入札参加資格及び総合評価方式に係る評価値の確認が得られた場合、落札決定を行う。落札者には様式7により、その他の入札参加者には様式8により通知する。
第7 低入札価格調査制度審査会における審査基準 1 指名停止措置を伴う失格 審査会の審査の結果、(1)から(10)までのいずれかに該当するとされた場合は失格とし、その者を高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号。以下「指名停止措置要綱」という。）の定めるところにより指名停止とする（指名停止措置は、土木部建設管理課（建設業担当）が行う。）。ただし、(1)に該当する場合は、審査会の審査を経ることなく、指名停止措置を伴う失格とする。 共同企業体による入札参加において、(1)から(10)までのいずれかに該当して失格となったときは、当該共同企業体構成員全員を指名停止措置の対象とする。ただし、当該共同企業体構成員のうち特定の構成員のみが(8)から(10)までのいずれかに該当する場合は、	第7 低入札価格調査制度審査会における審査基準 1 指名停止措置を伴う失格 審査会の審査の結果、次に該当するとされたときは失格とし、その者を高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号。以下「指名停止措置要綱」という。）の定めるところにより指名停止とする。（指名停止措置は、土木部建設管理課（建設業担当）が行う。）ただし、(1)は、審査会の審査を経ることなく、指名停止措置を伴う失格とする。 共同企業体による低入札参加で失格となったときは、当該共同企業体構成員全員を指名停止措置の対象とする。ただし、(8)又は(9)において当該共同企業体構成員のうち特定の構成員のみ該当する場合には、指名停止措置はその該当する構成員にとどめ、他の構成

指名停止措置はその該当する構成員にとどめ、他の構成員の指名停止は行わない。 (1) 省略 (2) <u>第6の2の(4)の規定による辞退書(様式5の2)の提出がない場合であって、理由なく期日までに低入札調査資料の提出がないとき(誓約書、入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料、積算内訳書、資材納入業者若しくは下請予定業者の見積書等低入札調査資料に添付すべき資料の添付がない場合又は添付すべき資料が不足する場合を含む。)</u>又は事情徴取に応じないとき。 (3)～(8) 省略 (9) <u>低入札者が、当該入札に当たって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を別の建設工事の競争入札の配置予定技術者として届け出て、その工事を落札したとき。</u> (10) その他、適正な契約の履行が行われぬおそれがあると認められるとき(低入札調査中に入札参加資格を喪失した場合又は県の契約の相手方とすることが著しく不適当であると判断された場合を含む。))。 2 指名停止措置を伴わない失格 審査会の審査の結果、<u>(1)から(4)までのいずれかに該当するとされたときは失格とするが、指名停止措置は行わない。ただし、(1)に該当する場合は、</u>審査会の審査を経ることなく、指名停止措置を伴わない失格とする。 (1) 電子入札による案件において、入札時にあらかじめ提出することとされている見積内訳書の提出がないとき(見積内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の記載のない者は、見積内訳書の提出がなかったものとみなす。))。 (2) 積算内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費の項目及び内容が土木工事標準積算基準又は公共建築工事共通費積算基準の項目及び内容と異なり、補正の結果、直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの額が失格基準に該当するとき。 (3) 低入札調査中に指名回避措置基準要領(平成17年8月25日付け17高建管第223号)による措置を受けたとき。 (4) 調査基準価格以上、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した者から、当該入札に当たって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を、別の建設工事の競争入札の配置予定技術者として届け出て、その工事を落札したことの届出書(様式14)が提出	員の指名停止は行わない。 (1) 省略 (2) <u>理由なく期日までに低入札調査資料の提出がないとき(誓約書、入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料、積算内訳書、資材納入業者若しくは下請予定業者の見積書等低入札調査資料に添付すべき資料の添付がない場合又は添付すべき資料が不足する場合を含む。)</u>又は事情徴取に応じないとき。 (3)～(8) 省略 (9) その他、適正な契約の履行が行われぬおそれがあると認められるとき(低入札調査中に入札参加資格を喪失した場合又は県の契約の相手方とすることが著しく不適当であると判断された場合を含む。))。 2 指名停止措置を伴わない失格 審査会の審査の結果、<u>次に該当するとされたときは失格とするが、指名停止措置は行わない。ただし、(1)は、</u>審査会の審査を経ることなく、指名停止措置を伴わない失格とする。 (1) 電子入札による案件において、入札時にあらかじめ提出することとされている見積内訳書の提出がないとき(見積内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の記載のない者は、見積内訳書の提出がなかったものとみなす。))。 (2) 積算内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費の項目及び内容が土木工事標準積算基準又は公共建築工事共通費積算基準の項目及び内容と異なり、補正の結果、直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの額が失格基準に該当するとき。 (3) 低入札調査中に指名回避措置基準要領(平成17年8月25日付け17高建管第223号)による措置を受けたとき。 (4) 調査基準価格以上、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した者から、当該入札に当たって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を、別の建設工事の競争入札の配置予定技術者として届け出て、その工事を落札したことの届出書(様式14)が提出
---	--

されたとき。 <u>3 失格となった場合の通知</u> <u>1又は2のいずれかに該当し失格となった場合は、審査会事務局（土木部の審査会事務局を除く。）は、直ちに様式15により建設管理課（契約担当）に通知しなければならない。</u> 第12 その他 1・2 省略 3 施行時期 この要領は、平成19年6月20日以降公告が行われる一般競争入札から適用する。 この要領は、平成20年4月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。 この要領は、平成20年10月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。 この要領は、平成21年4月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。 この要領は、平成21年5月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。 この要領は、平成22年4月1日から施行する。 この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、様式16の改正については契約締結日が平成23年4月1日以後である契約から適用し、その他の改正については同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。 この要領は、平成23年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。 <u>この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</u>	されたとき。 <u>（4）は、低入札者には適用しない。低入札者から様式14が提出されたときには、1の（9）に該当し、指名停止措置を伴う失格となること。</u> <u>上記1、2のいずれかに該当し失格となった場合は、審査会事務局は、直ちに様式15により建設管理課（契約担当）に通知（土木部の審査会事務局を除く。）しなければならない。</u> 第12 その他 1・2 省略 3 施行時期 この要領は、平成19年6月20日以降公告が行われる一般競争入札から適用する。 この要領は、平成20年4月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。 この要領は、平成20年10月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。 この要領は、平成21年4月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。 この要領は、平成21年5月1日以降公告が行われる一般競争入札に適用する。 この要領は、平成22年4月1日から施行する。 この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、様式16の改正については契約締結日が平成23年4月1日以後である契約から適用し、その他の改正については同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。 この要領は、平成23年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。
--	--



注 1 □枠内は建設管理課の担当業務であること。 2 土木部以外の部局にあつては、建設管理課は各事業所管課であること。 様式 1 第 号 平成 年 月 日 様 高知県知事 入札失格通知書 省略 注 1 3の〇〇費には直接工事費等の失格基準に該当する経費区分を明記するとともに、当該経費区分の失格基準相当額を併せて明記すること。 2 <u>失格調査において、見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総合計額が入札書記載金額と一致しないこと、見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの合計額に記載誤りがあること等による失格の場合は、「3 失格の理由」と書き換えて、その理由を明記すること。</u> 様式 2・3 省略	注 1 □枠内は建設管理課の担当業務であること。 2 土木部以外の部局にあつては、建設管理課は各事業所管課であること。 様式 1 第 号 平成 年 月 日 様 高知県知事 入札失格通知書 省略 注 3の〇〇費には直接工事費等の失格基準に該当する経費区分を明記するとともに、当該経費区分の失格基準相当額を併せて明記すること。 様式 2・3 省略
---	---

様式4 平成 年 月 日 建設工事低入札価格調査制度に基づく調査資料 省略 1 積算内容 (1)～(3) 省略 (4) 入札金額に対応する積算内訳書 (注) 工事費内訳書、明細表、単価表ごとに、自社の様式または金抜設計書に金額を記入したものを作成すること。 (注) 積算内訳は必ず積上げで算出し、共通仮設費、現場管理費については、明細表等により積上げの内容、数量、単価等が<u>わかるものを作成すること。一般管理費については、一式計上は認めず、個々の項目別経費を積み上げること。</u> (5) 省略 2 技術者就業状況 表 省略 (注) 有資格者とは、建設業許可申請で届け出ている者をいう。 (注) 「区分」欄には、「営」（営業所の専任技術者）、「配置」（本工事において届け出る監理技術者又は主任技術者）、「代理」（本工事における現場代理人）、「専任」（本工事における<u>＋1名</u>の専任配置技術者）の別を記入すること。 (注) 営業所の専任技術者とは、建設業許可の要件である主たる営業所及び建設業許可を有するその他営業所に専任で置かれている技術者をいう。 (注) 「発注機関名」欄の発注機関には、<u>公共性のある施設又は工作物に関する建設工事の発注者として建設業法施行令第27条の13に規定する国、地方公共団体その他の法人、民間及び下請を含む。</u> 様式5 省略	様式4 平成 年 月 日 建設工事低入札価格調査制度に基づく調査資料 省略 1 積算内容 (1)～(3) 省略 (4) 入札金額に対応する積算内訳書 (注) 工事費内訳書、明細表、単価表ごとに、自社の様式または金抜設計書に金額を記入したものを作成すること。 (注) 積算内訳は必ず積上げで算出し、共通仮設費、現場管理費については、明細表等により積上げの内容、数量、単価等が<u>わかるものを作成すること。</u> (5) 省略 2 技術者就業状況 表 省略 (注) 有資格者とは、建設業許可申請で届け出ている者をいう。 (注) 「区分」欄には、「営」（営業所の専任技術者）、「配置」（本工事において届け出る監理技術者又は主任技術者）、「代理」（本工事における現場代理人）、「専任」（本工事における<u>＋①1名</u>の専任配置技術者）の別を記入すること。 (注) 営業所の専任技術者とは、建設業許可の要件である主たる営業所及び建設業許可を有するその他営業所に専任で置かれている技術者をいう。 (注) 発注機関名の発注機関には、<u>建設業法第26条第4項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人、民間、下請を含む。</u> 様式5 省略
---	---

様式5の2

平成 年 月 日

高知県知事 様

商号又は名称

代表者職氏名 印

辞退書

平成 年 月 日に行われた 工事（ 第 号）

の入札において建設工事低入札価格調査制度事務処理要領第6の2に規定する低入札調査
対象者となりましたが、低入札調査を受け、当該工事の落札者となることを辞退いたします。

様式6～14 省略

様式6～14 省略

様式15 第 号 平成 年 月 日 建設管理課長 様 〇〇課（室）長 建設工事低入札価格調査制度に基づく失格者について（通知） 建設工事低入札価格調査制度により入札結果を保留していた入札について、審査の結果、下記の入札者を失格として落札者としなかったこととしましたので、低入札価格調査制度事務処理要領第7の3の規定により通知します。 省略 様式16～18 省略	様式15 第 号 平成 年 月 日 建設管理課長 様 〇〇課（室）長 建設工事低入札価格調査制度に基づく失格者について（通知） 建設工事低入札価格調査制度により入札結果を保留していた入札について、審査の結果、下記の入札者を失格として落札者としなかったこととしましたので、低入札価格調査制度事務処理要領第7の2の規定により通知します。 省略 様式16～18 省略
--	--